

れっく LEC 東京リーガルマインド

第 56 回社会保険労務士試験〈選択式解答〉～第 2 版～

労働基準法及び労働安全衛生法

A ⑩ 児童が満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまで
B ⑨ 指揮命令下
C ⑬ 自由な意思に基づく
D ⑱ フォークリフト
E ⑰ 遅滞なく

労働者災害補償保険法

A ⑤ 8
B ② 5
C ⑰ 月の翌月
D ⑩ 自己
E ⑳ 被扶養利益の喪失

雇用保険法

A ② 一般被保険者又は高年齢被保険者であるとき
B ② 2
C ③ 28
D ④ 120
E ③ 雇用保険法の適用除外

労務管理その他の労働に関する一般常識

A ⑭ 拘束時間、休息时间
B ③ 45.8%
C ⑪ 規範
D ⑨ 著しく不合理である
E ⑧ 1 年

社会保険に関する一般常識

A ⑧ 100%
B ② 18.9
C ⑱ 社会保障及び国民保健の向上
D ⑫ 共同連帯
E ⑰ 費用負担

健康保険法

A ⑤ 患者に対する情報提供を前提として
B ⑩ 資格を取得した日の前日まで引き続き 1 年以上被保険者（任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）
C ⑮ 被扶養者
D ③ 家族訪問看護療養費
E ④ 家族療養費

厚生年金保険法

A ⑰ 費用
B ② 150 万円
C ⑫ 脱退一時金
D ⑭ 当該初診日から起算して 5 年
E ⑨ 乙のみが行うことができる

※Dの解答を「⑮被保険者の資格を喪失…5年」(1版)から「⑭当該初診日から起算して5年」に変更しました。

国民年金法

A ③ 市町村（特別区を含む。）
B ⑨ 適正かつ確実に実施する
C ⑫ 納付受託者
D ② 婚姻をしていない
E ⑩ 配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

※この解答は、2024年8月25日（日）14:30現在のLEC独自の見解によるものです。今回実施された第56回社会保険労務士試験の解答として保証されるものではありません。予めご了承ください。また、本紙面に掲載された解答は、その後の検証により変更される場合がございます。変更の状況につきましては、弊社ホームページ（<http://www.lec-jp.com/sharoushi/juken/>）をご覧くださいませようお願い申し上げます。



0 001821 240149

RU24014